

デモンストレーション実施要領

1 趣旨(目的)

デモンストレーションは、市が提案内容の確認を行い、提案パッケージに対するシステムの操作性(ユーザビリティ)を主に評価を行うことを目的としている。

2 実施概要

(1) 日時・実施場所

11月9日(月)(予定)、1 者あたりの所要時間は 1～2 時間程度。

※詳細な実施日時・場所は、令和8年10月27日(火)までに連絡する。

(2) 実施内容

企画提案者は本市が提示する「デモンストレーションシナリオ(別紙6)」に沿って、デモンストレーションを実施すること。また、本市からの参加者の質問に適宜対応すること。

本市の参加者は、デモンストレーション対象業務担当者及び情報所管課の 10 名程度を想定している。

(3) 実施環境

ア 企画提案者においては、デモンストレーションに必要な機材(プロジェクター、プロジェクター接続ケーブル、電源一式(電源タップ含む)、サーバ及び HUB、操作端末、LAN ケーブル、スキャナ等)、パッケージソフト、データ等を必要数分、責任をもって用意すること。

イ デモンストレーションで実装されていない機能・画面等については、シナリオに沿った画面遷移と各画面構成が分かる資料を準備し、説明を実施すること。

ウ サンプルデータを事前に登録し、デモンストレーションの際に使用できる状態にしておくこと。

3 実施手順

(1) 前提条件

ア インターネット接続上のデモ環境等により、関連手続の申請書届出の作成・受付、手続案内書の作成、他部署への案内までに係る一連のシステム操作を実演すること。

イ 操作内容、画面構成、画面遷移等を説明しながら実演し、職員目線でシステムの操作性が分かるように行うこと。なお、ダミーの市民役として当市職員が参加するため、実際の応対を想定した動きとすること。

ウ 画面展開については、モニターに投影し、委員に見えるようにすること。

エ ①手続きの受付、②関連手続の判定・案内・ワンストップ受付、③他部署で受け継いだあとの手続再開の3点の要素を含めること。

オ 別紙6デモンストレーションシナリオに記載の2つのシナリオをそれぞれ説明すること。

(2) 実施方法

ア 企画提案者はデモンストレーションに使用する機器を設置し、指定された時間内に提案するシステムの説明を行うこと。

イ 説明事項毎に、少なくとも終了15分前から質疑応答のための時間とすること。

ウ 開始30分前から機材の調整等の準備は可能である。ただし、調整の遅れ等により終了時間を延長することは認めない。

(1) 実施体制

- ア 企画提案者の参加人数は各ブース5人以下とすること。本業務の配置予定となっているプロジェクト管理者(プロジェクトの実質的な責任者)、プロジェクトメンバー(メイン業務を担当する者)は必ず参加し説明を行うこと
- イ 企画提案者は、プログラム開発に関する質問が発生した場合に備え、開発担当者への問い合わせにも対応できる体制を整えること。

4 評価項目

本デモンストレーションは、システムの操作性(ユーザビリティ)を評価するために実施するものである。

以下に、本市において評価を行う際の具体的な項目を示す。企画提案者は、各評価項目に留意のうえ、デモンストレーションを実施すること。

(1) 評価観点

- ア 業務の効率的な実施(検索・入力・出力・画面構成等)
- イ 操作の習得のしやすさ
- ウ 視認性、可読性、判読性の高い画面デザイン
- エ 利用者の操作支援(エラーへの対応、ヘルプ及びマニュアル)
- オ 企画提案者の業務責任者及び主たる担当者の説明力や対応力

(2) その他

デモンストレーションは、情報システムの担当者以外でも理解できるよう、日本語で十分に分かり易い表現で実施すること。

5 その他留意事項

- (1) 本デモンストレーションに係る経費については、企画提案者の負担とする。
- (2) 本デモンストレーションに係る本市職員等との対応については、企画提案者が対応記録を残すこととし、デモンストレーションを行った日から2営業日以内に、作成した対応記録を市に提出するものとする。
- (3) 本デモンストレーションに係る事項で実施要領に記載のないものについては、その都度、本市の指示に従うものとする。
- (4) 本デモンストレーションに参加しない場合は、企画提案を失格とする。
- (5) 本デモンストレーションにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本デモンストレーションの実施内容が、技術提案書の内容と相違することが認められた場合、その企画提案者の技術提案書の評価内容を見直す場合がある。
- (7) 本デモンストレーションの実施中、技術等(特に機能向上(バージョンアップによる機能追加等)による説明)に関する発言があった場合、仕様と同等とみなす。
- (8) 提出書類以外の資料を配布することやスクリーンへ投影することは認めない。提出書類及びパッケージシステムのみで実施すること。